

国際刑事立法対策

2014.6.1

No.21

ニュース

編集責任：国際刑事立法対策委員会

日・米重大犯罪防止対処協定の 締結とその実施法案について

国際刑事立法対策委員会委員長 山下 幸夫(東京弁護士会)

2014年2月7日、日本政府は、アメリカ合衆国政府との間で、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「日・米重大犯罪防止対処協定」又は「本協定」という。)を締結した。

同年2月25日には本協定を実施するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」(以下「本実施法案」という。)を閣議決定し、通常国会に上程している。

本協定は、相手国に対して、重大な犯罪に関与している具体的な疑いがある者についての指紋情報を自動照会し、相手国に適合する指紋情報があれば、人定や犯罪経歴等の追加的な情報を二次照会することで提供される仕組みを構築しようとしているものである。

しかしながら、本協定には次の問題がある。

①日米捜査共助条約の運用状況から見て制度新設の必要性に疑問があること。

②自動照会システムであるため自動照会の要件を確認する仕組みとなっておらず、照会の濫用をチェックすることができないこと。

③対象犯罪が、例えば共謀罪の創設を求めている国連越境組織犯罪防止条約と比べても広範に過ぎると考えられ、少なくとも一方の締約国に犯罪として処罰する規定が存在すればよいとされて完全に双罰性の要件が外されていること。

④アメリカ合衆国側が特定された個人に関する照会であることを明示した場合には、自動回答する指紋情報からは、無罪判決の確定者、嫌疑なし・嫌疑不十分等による不起訴処分を受けた者、保護処分に付された少年の指紋情報は除外されるものの、特定されていない個人に関する照会であることが明示される場合には、これらの者も含めて、警察庁の指紋データベースに保管されている被疑者指紋の指紋情報が自動回答されることになっており、対象となる指紋情報等の範囲が広すぎると考えられること。

⑤提供された指紋情報等が本来の利用目的以外の目

的で利用される可能性があること。

⑥提供される情報が将来拡大されるおそれがあること。

そこで、国民の指紋情報等をアメリカ合衆国側に、本人の知らないところで提供されるという重大な問題があるため、これらの問題点が克服・解決されない限り、日・米重大犯罪防止対処協定の締結は承認されるべきではなく、本実施法案は成立させるべきではないとの「日・米重大犯罪防止対処協定及びその実施法案に対する意見書」を当委員会から提案し、本年4月18日の理事会で採択され、同日に内閣総理大臣等に提出した(詳細は同意見書を御一読いただきたい)。

なお、本協定は、アメリカ合衆国への渡航の査証免除の条件として提案されているといわれる。本年5月15日に、本協定の締結案件は、衆議院本会議で可決され、一部野党の反対はあるものの、今通常国会中の承認が確実になっている。また、本実施法案については本年5月28日に賛成多数で可決・成立した(本年5月29日現在。)

第5回

国連腐敗防止条約締約国会合

パナマ に出席して

国際刑事立法対策委員会

委員 新倉 修(東京弁護士会)

2003年に締結された国連腐敗防止条約(以下「本条約」という。)*1の締約国会合が、パナマ共和国の豪華な国際会議場で、2013年11月25日～29日に開催された。本条約は、国連越境組織犯罪防止条約*2では不十分な腐敗対策を補うものとして国連総会で提起され、比較的短期間に案文が作られ、条約上の発効要件もすぐに充足した。事務局は、ウィーンにある国際原子力機構が入っているビルに設置された「国連薬物犯罪事務所(UNODC)」が担当する。締約国は170か国にのぼり、日本は署名したが、未批准である。2年毎の締約国会合に、前回、モロッコ王国マラケシュ会合と同じく日本政府はオブザーバーの資格で参加し、今回、日弁連から村上康聡会員と私が参加した。パナマ市では大きなホテルにカジノが併設され、運河観光が花を添えるが、大統領経験者が麻薬密輸などの容疑で米軍の侵攻を受けた歴史も、法執行の在り方と関連して見過ごせない。

今回参加国は139。トランスペアレンシー・インターナショナルなど、NGOも多く参加した。各国代表などのスピーチによるメイン会議のほかに、テーマ別分科会や10を超えるサイドイベントが開

かれた。ロビーでは多くの文書が無料配布され、議事速報も、遠く離れたプレスセンターで配布された。収集した資料は優に20キロを超える。

条約の組み立ては、処罰、予防、国際技術援助、資産回復、履行審査からなるが、これに応じてサイドイベントも、例えば、国際的な腐敗行為(多額の贈収賄)を国際刑事裁判所の対象犯罪にできないかというワークショップや、腐敗防止教育の進め方、条約に関する研修プログラムの開発、警察捜査に関する国際セミナー(本年6月開催予定)の勧誘など、様々であった。

日本からの発信は弱かったが、逆に日本に対する注目は強かった。本会合の前に開催されたサンクトペテルスブルグのG20会合で、本条約への加盟を促進する宣言があったことを踏まえて、日本政府の対応を厳しく問う意見も直接聞いた。また、OECD外国公務員贈賄防止条約*3の履行審査に関連して、日本政府のパフォーマンスが悪いことが指摘され、更に、当該国の行政処理を促進させるために外国公務員に心付けを与えるのが処罰の対象となることを、徹底するように求める声もあった。

主要国といわれる中でも未加盟国は、ドイツ、日本の他にニュージーランド(G20不参加)がある。ただドイツは、未加盟の理由について、条約上法人処罰が必要となるのに対して、国内法の整備が必要となり、2014年4月までには国内法の整備が終わるので、その後、批准の手続を取るという答弁を用意していた。

本条約を批准すれば、政府の対応のみならず、民間部門のコンプライアンス強化も必要となり、企業法務だけでなく、弁護士会での研修の充実も求められている。この問題は、対岸の火事ではない。

*1 腐敗の防止に関する国際連合条約。国際的な現象となっている公務員等に係る腐敗行為に対処するため、腐敗行為の防止措置、腐敗行為の犯罪化、国際協力、財産の回復等について定める。

*2 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約。批准国は2013年8月現在で177か国。

*3 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約。